



TIPLO News

2024年2月号(J294)

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 Klook 副総監に前勤務先 KKday の営業秘密を窃取した疑い、3人を起訴
- 02 晶元光電が Amazon との米国特許訴訟を和解解決で合意と発表
- 03 各国ともスマート・コックピット分野で戦略強化、台湾の ICT 産業のビジネスチャンスは無限
- 04 「WIPI 2023」と「2018～2022年産業別商標登録出願の動向分析」

台湾ハイテク産業情報

- 01 UMC が 12 ナノメートルプロセスプラットフォームの開発でインテルと協力 米国で 2027 年生産開始
- 02 ITRI と TSMC が共同開発した低消費電力の次世代メモリでハイパフォーマンスコンピューティング分野のビジネスチャンスを狙う

台湾知的財産権関連の判決例

- 01 特許実案意匠

最高行政裁判所の判決要旨：当業者が参酌できる知識は、わが国の法規に限らず、国際基準も含まれる。

今月のトピックス

J240118X4

J240117X4

01 Klook 副総監に前勤務先 KKday の営業秘密を窃取した疑い、3 人を起訴

有名な旅行会社 KKday で産品経理（プロダクトマネージャー）として働いていた陳鈞暘が競合相手である Klook に移籍して資深副総監（シニアアシスタントディレクター）に就任したが、KKday の内部資料とシステムの欠陥を収集して、Klook の陳柏安と孫儀芬に提供したとして、台北地方検察署は営業秘密法違反等の疑いで陳等 3 人を起訴した。

検察及び調査局が調査したところ、陳鈞暘は KKday 在籍期間に同社と Klook が同業競合関係にあり、KKday サプライヤのシステムバックエンドには KKday が対外的に販売した商品の品目、数量、販売時期、コスト、注文価格及び総額、注文分析等の、秘密性（非公知性）と経済価値を有する営業秘密資料が保存されていることを知っており、前勤務先のシステムの欠陥、社員 ID 及びデフォルトパスワードを陳柏安と孫儀芬に提供した疑いがある。

陳柏安と孫儀芬の 2 人は陳鈞暘から KKday サプライヤのシステムバックエンドの ID とデフォルトパスワードを取得した後、2021 年 1 月 11 日から KKday サプライヤのバックエンドシステムに違法にログインして、関連の営業秘密資料を窃取し、これに基づいて同社のサプライヤシステムを改善するプロジェクトを策定し、Klook の上層部にプレゼンを行った疑いがある。

KKday が 2021 年 11 月 30 日に内部のデータセキュリティチェックを行ったところ、提携企業名等の営業秘密が窃取されていることを発見した。多方面からの調査を行った後、2022 年 4 月法務部調査局の資安工作站（Cyber Security Investigation Office）に告発し、資安工作站と KKday が協力して、同社内部システムのオンライン記録を精査したところ、前従業員である陳鈞暘が関わっていることがわかったため、同年 9 月に搜索及び呼び出しを行った。

検察は、陳鈞暘については営業秘密法第 13 条の 1 第 1 項第 1 号に定める不正な方法により営業秘密を取得して使用した等の罪を犯した疑い、陳柏安と孫儀芬は刑法第 358 条に定める正当な理由なく、他人のアカウント、パスワードを入力してコンピュータシステムに侵入した罪を犯した疑いがあると認定し、台北地方検察署は捜査を終結して、法に基づき公訴を提起した。（2024 年 1 月）

J240123Y1

02 晶元光電が Amazon との米国特許訴訟を和解解決で合意と発表

富采投資控股（Ennostar）の発表によると、傘下の晶元光電（Epistar）は 2024 年 1 月 23 日に Amazon.com, Inc.（以下「Amazon」）とテキサス州西部地区連邦地方裁判所で争っていた特許関連訴訟を和解で解決することに合意したという。和解内容を公開しないという条件の下、それが開発した LED 技術を保護する目的をすでに達成したことから、晶元光電は訴訟を撤回することに同意した。本件は晶元光電が初めてバックライト製品について提起した特許

訴訟であり、今後も晶元光電は侵害行為に対する積極的な警告や提訴を通じて同社の知的財産権を守っていくという。

Amazonが販売する43型及び50型の4シリーズ及びOmniシリーズのテレビは、晶元光電のLED関連特許(米国特許7,705,344、9,530,934、10,199,542、10,505,076、9,257,604、10,181,549、10,522,715、9,293,656、9,893,257、10,038,129、8,963,123、9,425,362、7,821,026を含む)について晶元光電から実施許諾を得ておらず、特許権を侵害したとして提訴されていた。

晶元光電はLEDエピタキシャルウエハ及びチップのサプライヤとして世界をリードするブランドであり、今回の訴訟に係る特許は13件に達し、チップからLEDバックライトに使用されるパターン化基板、エピタキシー、透明導電層及び金属電極等のキーテクノロジーが含まれている。(2024年1月)

J240104Y1

03 各国ともスマート・コックピット分野で戦略強化、台湾のICT産業のビジネスチャンスは無限

5Gの普及、車車間・路車間(V2X)通信時代の到来、並びにインテリジェント化やパーソナライズ化の需要拡大にともない、次世代自動車産業ではすでに「スマート・コックピット」という概念が生まれている。台湾企業がスマート・コックピットの関する技術発展の動向を掌握できるように、經濟部知的財産局は、先日「車載用スマート・コックピット・システムのキーテクノロジー特許に関する動向分析(原文:車載用スマート・コックピット・システムのキーテクノロジー特許に関する動向分析(原文:車載用スマート・コックピット・システムのキーテクノロジー特許に関する動向分析(原文:車載用スマート・コックピット・システムのキーテクノロジー特許に関する動向分析))」レポートを発表した。スマート・コックピット・システムのキーテクノロジーと特許出願の動向を整理して、関連産業による研究開発及び市場マーケティングに関する戦略策定のための参考に供することで、ICT技術の開発において豊富な経験を有する台湾企業のために無限のビジネスチャンスを創出できることを期待している。

知的財産局が発表した前記動向分析レポートは使用者の視点から、スマート・コックピット・システム関連技術を「視覚」、「聴覚」、「エンターテイメント・エクスペリエンス」及び「インテリジェント・インタラクション」に分類して分析されている。以下に要点をそれぞれ示す。

一、「視覚」関連技術:

主にヘッドアップディスプレイ(HUD)関連技術について分析を行っている。この分類の技術について特許を出願する国/地域は主に日本、米国及び中国であり、また特許の出願件数は2020年にやや減少したのを除けば、2013年以降いずれも安定して増加傾向にある。2005~2022年の累計特許出願件数について出願人トップ10をみると、伝統的なブランド自動車メーカーや自動車部品サプライヤが多数を占めている。

二、「聴覚」関連技術:

主に音声インタラクション、音響入力/出力(訳注:例えば能動型騒音制御装置)及び音響環境関連技術について分析を行っている。この分類の技術について特許を出願する国/地域は主に中国、米国及び日本であり、また特許の出願件数は2011年から増加傾向にあるが、2019年以降徐々に減少している。「聴覚」関連技術は全体的に減少傾向にあるが、各分類技術について見てみると、「音響入力/出力」はなお増加傾向にある。「聴覚」関連技

術について 2004～2022 年の累計特許出願件数を出願人別にみると、トップ3は韓国ヒュンダイ（Hyundai Motor Co.）、日本の三菱電機（Mitsubishi Electric Corp.）、米国のフォード（Ford Motor Co.）であった。

三、「エンターテイメント・エクスペリエンス」関連技術：

主に従来型のエンターテイメント・エクスペリエンス、並びに仮想環境と現実環境を組み合わせた乗客のための没入型エンターテイメント・エクスペリエンスの関連技術について分析を行っている。この分類の技術について特許を出願する国/地域は主に米国、中国及びWIPOであり、また特許の出願件数は2013年から増加傾向となり、2020年以降は増加傾向が減速している。ただし仮想環境と現実環境を組み合わせた乗客のための没入型エンターテイメント・エクスペリエンス技術については2018年以降大幅に成長し始めている。分析によると、「エンターテイメント・エクスペリエンス」技術の出願人トップ10には、伝統的なブランド自動車メーカー自動車部品サプライヤ以外に、V2X通信関連の企業もランキングされている。

四、「インテリジェント・インタラクション」関連技術：

主に運転支援システム、居眠り運転検知、同乗者モニタリングシステム、走行距離不安症に関連する技術について分析を行っている。この分類の技術について特許を出願する国/地域は主に中国、米国及び日本であり、また特許の出願件数は2020年にやや減少したのを除けば、2013年以降いずれも安定して増加傾向にある。出願人トップ10をみると、走行距離不安症関連技術以外はいずれも伝統的なブランド自動車メーカーや自動車部品サプライヤが多数を占めている。

知的財産局によると、スマート・コックピット関連技術の特許は全体的に成長傾向にあり、かつそれらの技術は現在まだ統一の規格標準がないため、パーソナライズ化、インテリジェント化及び没入型エクスペリエンスを提供できる発明であれば、いずれもスマート・コックピットに応用でき、一部の特定技術に関する特許出願については、伝統的なブランド自動車メーカーや自動車部品サプライヤのみならず、ICTメーカーも特許戦略を展開しているという。知的財産局は、今後数年は台湾のICTメーカーが車載用スマート・コックピット市場を開拓するのに最適なタイミングであり、産学研の各界が提携して、自動車産業の繁栄をともに創出することが期待されると強調している。（2024年1月）

J240125Y2

04 「WIPI 2023」と「2018～2022年産業別商標登録出願の動向分析」

世界知的所有権機関（WIPO）は2023年11月6日に「2023年世界知的財産権指標（WIPI 2023）レポート」を発表し、2022年に行われた商標の出願総数、登録総数、FA期間（一次審査通知までの平均期間）及びFT期間（最終処分までの平均期間）、査定結果の統計、各国のGDP1000億米ドル当たり出願区分数及び人口100万人当たり出願区分数等のデータを公開しており、（知的財産局は）台湾の2022年統計データとWIPI 2023とを対比して、分析と比較をまとめ、「2018～2022年産業別商標登録出願の動向分析（原文名：2018-2022年産業申請商標案件趨勢分析）」レポートを作成した。その要点は以下の通り。

- 一、2022 年世界における商標出願の件数及び区分数はそれぞれ 15.7%、14.5%と大幅に減少したが、件数はすでに 2008 年の 3.5 倍に増えている。(国・地域知財庁別にみると、) 中国大陸の出願区分数は 751.3 万区分余りに達して首位を占め、2 位の米国の 76.7 万区分の 10 倍近くとなっている。台湾は 12.2 万区分余りを出願し、世界での順位は前年より 1 ランクダウンの 18 位となった。また台湾の登録区分数は 10.2 万区分余りに上り、同様に世界 18 位となっている。
- 二、2022 年台湾の商標出願に係る件数と区分数はそれぞれ前年比で 1.17%減、0.68%減となり、わずかに減少しているが、2018 年比では件数が 11.7%増、区分数が 11.2%増となっている。
- 三、台湾における外国人による商標出願と WIPO の非居住者 (Non-resident) による商標出願について上位 4 産業部門 (Industry Sector) をみると、いずれも「研究・技術/Research and technology」、「保健/Health」、「衣類・アクセサリ/Clothing and accessories」、「レジャー・教育/Leisure and education」の順となっており、出願全体において大きな割合を占めている。世界の平均水準と比較すると、台湾において外国出願人が「保健」分野で出願した割合は WIPO での水準を上回っており、外国出願人が台湾において保健分野のブランド潜在的成長力を重視していることがわかる。

世界では 2019~2021 年にコロナ (COVID-19) 感染拡大により、短期的には産業に対する打撃と経済の後退をもたらしたが、企業がビジネスチャンスを探し続け、旺盛な起業精神でコロナ感染において必要な商品とサービスの市場を開拓したため、世界の商標出願は急増してピークに達した。2022 年に感染拡大が緩和し、企業は高いインフレ率、生活費の高騰等の経済危機や地域政治の不安定な状況に直面し、世界経済は完全に回復していないものの、世界ではなお 1180 万件近くの商標出願が行われ、区分ベースでは 1550 万区分を上回っている。それに対して台湾では経済が受けた影響は軽微であり、経済活動も徐々に正常化しつつあり、2022 年の商標出願は 9.5 万件に達し、区分ベースで 12 万区分を上回り、世界で 18 位にランキングされた。また外国出願人の出願区分数が全体に占める割合はやや下がり 29%となった。(2024 年 1 月)

台湾ハイテク産業情報

J240125Y5

01 UMC が 12 ナノメートルプロセスプラットフォームの開発でインテルと協力 米国で 2027 年生産開始

UMC (聯華電子) とインテル (Intel) は 2024 年 1 月 25 日に 12 ナノメートルプロセスプラットフォームを共同開発し、これによりモバイル、通信インフラ建設とネットワーキング等市場の急速な成長に対応すると発表した。今回の長期契約により、インテルの米国における大規模な生産能力と、UMC の成熟した製造プロセスに関する豊富なファウンドリ経験の融合が実現する。これにより、プロセスポートフォリオの拡大が期待できるうえ、より充実した地理

的に多様なレジリエンスの高いサプライチェーンを構築し、全世界の顧客に調達の意思決定における優れた選択肢を提供できるようになる見込みである。

インテルの副社長兼 Intel Foundry Services (IFS) のゼネラルマネージャー Stuart Pann 氏は、「インテルと UMC の戦略的提携は、世界の半導体サプライチェーン全体に技術と製造におけるイノベーションをもたらすものであり、また、2030 年までに世界第 2 位のファウンドリになるというインテルの目標実現に向けた重要な布石である。」と述べた。

UMC 共同社長の王石氏は次のように語った。「FinFET 機能を備えた米国製造の 12 ナノメートル nm プロセスに関するインテルと UMC の提携は、コスト効率の高い生産能力の拡大、及びテクノロジー・ノードの進歩を追求する戦略における重要な一歩であり、同時に顧客対して一環した取り組み姿勢を示すものである。今回の契約は、顧客が重要で新しいノードにスムーズにステップアップし、北米市場の生産能力によるサプライチェーンのレジリエンス強化という恩恵も受けられるよう後押しするものとなる。UMC は、インテルとのこの戦略的提携に期待しており、両社の強みを補完的に活用して潜在市場を開拓し、技術発展のタイムスケジュールを大幅に早めることができるよう望んでいる」。

UMC とインテルが開発した 12 ナノメートルプロセスは、米国アリゾナ州 Ocotillo Technology Fabrication のファブ 12、22、及び 32 で開発製造される予定であり、これら既存の設備を活用することで、先行投資コストを大幅に抑えることができるので、稼働率の最適化が期待できる。

UMC によると、両社はともに顧客のニーズを満たせるよう全力を尽くし、エコシステムを通じてパートナーに電子設計自動化 (EDA) 及び知的財産権 (IP) のソリューションを提供し、12 ナノメートルプロセスのデザイン・イネーブルメント (design enablement) について互いにサポートしてゆくとのことである。この 2 ナノメートルプロセスは 2027 年の生産開始を予定している。(2024 年 1 月)

J240117Y5

02 ITRI と TSMC が共同開発した低消費電力の次世代メモリでハイパフォーマンスコンピューティング分野のビジネスチャンスを狙う

ITRI (工研院) は 2024 年 1 月 17 日に、TSMC (台湾積体電路) と共同開発したスピン軌道トルク磁気メモリ (Spin Orbit Torque MRAM ; SOT-MRAM) アレイチップに革新的なコンピューティングシステムを搭載したので、メモリ内部のコンピューティングに適用でき、且つ消費電力も僅か STT-MRAM の 1% であると発表した。

ITRI 電子・光電子システム所所長の張世杰氏は、ITRI 及び TSMC で共同開発した SOT-MRAM ユニットセルは、低消費電力と 10 ナノ秒 (nanoseconds ; ns) の高速動作等の利点を同時に実現しており、回路設計との統合によりメモリ内部のコンピューティングテクノロジーが完成したため、コンピューティングパフォーマンスがさらに向上し、従来型 MRAM のメモリを主とした応用状況から脱却するものになると述べていた。

張世杰氏は、双方提携の成果を国際電子デバイス会議 (International Electron Devices Meeting ; IEDM) で論文として発表して、次世代メモリ技術の研究開発エネルギーを提示し、将来的にこのテクノロジーはハイパフォーマンスコン

ピューティング（High Performance Computing；HPC）、AI 人工知能及び自動車用チップ等に応用できると述べた。（2024 年 1 月）

台湾知的財産権関連の判決例

01 特許実案意匠

I 最高行政裁判所の判決要旨：当業者が参酌できる知識は、わが国の法規に限らず、国際基準も含まれる。

■ ハイライト

李勝男（訳注：特許取得後に原告に特許権を譲渡）は「強化杭及びその接続方法及び杭上端部処理方法（原文：預力基樁及其接樁方法與樁頭處理方法）」を以て特許出願を提出し、被告（知的財産局）による審査の結果、2016 年 7 月 27 日に特許査定を受けた（以下「係争特許」）。係争特許は同年 11 月 21 日原告への特許権譲渡登記が許可されている。その後参加人（無効審判請求人）は係争特許の特許査定時の専利法第 22 条第 2 項及び第 26 条第 2 項規定を以て無効審判を請求した。原告は訂正請求を行い、被告は審理した結果、「訂正を許可する」、「請求項 1 乃至 4、6 については請求が成立し、無効とすべきである」、「請求項 5 については請求が成立しない」との処分を下した。原告は原処分の請求成立の部分に不服として、行政訴願を提起したが棄却されたため、行政訴訟を提起した。原審により請求が棄却されたため、原告はこれを不服として本件上訴を提起したが、最高行政裁判所は審理の結果、なお上訴を棄却した。

最高行政裁判所の判決要旨では次のように認めている：

発明が、その発明の属する技術分野における通常の知識を有する者（以下「当業者」）が出願前の先行技術に基づいて容易になし得るものであるときは、本法により特許を受けることができないと、特許査定時の専利法第 22 条第 2 項に規定されている。当業者が参酌できる知識は、わが国の法規に限らず、国際基準も含まれる。もしわが国の法規のみを参酌できると限定されるならば、通常の知識の範囲が限定されてしまうことに疑いの余地はない。

証拠 2 は韓国語で記載され、特許協力条約（PCT:Patent Cooperation Treaty）に基づき国際出願されたもので、わが国のコンクリート構造設計基準（原文：混凝土結構設計規範）の規制を受けない。さらには当業者は国際基準も参酌することができ、当業者が証拠 2 から構造強度不足の問題を解決するとき、わが国のコンクリート構造設計基準からしか解決の技術的手段を探しだせないというのではなく、その他の面を総合的に考慮して、国際基準等を参酌して課題解決の技術的手段である解決策を提出することもでき…、よってわが国の法規が当業者の通常の知識であり、原告証拠 6 である鑑定報告は専門知識を有する土木技師が合法的に作成したものであり、原判決は係争特許の進歩性を判断するための鑑定報告書の結論を斟酌せず、違法である云々と上訴人は主張しているが、採用できない。

II 判決内容の要約

最高行政裁判所判決

【裁判番号】 110 年度上字第 543 号

【裁判期日】 2023 年 4 月 20 日

【裁判事由】 特許無効審判

上訴人 徳翰智慧科技有限公司 (DEHAN INTELLECTUAL TECHNOLOGY CO.,LTD.)

被上訴人 經濟部知的財産局

参加人 鴻碩太陽能科技股份有限公司 (HOTSUNN SOLAR CO., LTD.)

上記当事者間の特許無効審判事件について、上訴人は 2021 年 5 月 25 日知的財産裁判所 (2021 年 7 月 1 日に知的財産及び商事裁判所に改名) 109 年度行専訴字第 51 号行政判決に対して上訴を提起し、本裁判所は次の通り判決する：

主文

上訴を棄却する。

上訴審訴訟費用は上訴人の負担とする。

一 事実の要約

李勝男 (訳注：特許取得後に上訴人に特許権を譲渡) は「強化杭及びその接続方法及び杭上端部処理方法 (原文：預力基樁及其接樁方法與樁頭處理方法)」を以て被上訴人に特許出願を提出し、2016 年 7 月 27 日に第 I553202 号特許 (以下「係争特許」) として特許査定を受けた。係争特許は同年 11 月 21 日上訴人への特許権譲渡登記が許可されている。その後 2019 年 4 月 11 日に参加人が係争特許には特許査定時の専利法第 22 条第 2 項及び第 26 条第 2 項規定違反があるとして無効審判を請求した。上訴人は同年 9 月 25 日に訂正請求を行い、被上訴人は訂正を許可するとともに、係争特許請求項 1 乃至 4、6 には前記専利法第 22 条第 2 項規定違反があると認め、2020 年 6 月 11 日に (109) 智専三 (三) 05123 字第 10920554670 号特許無効審判審決書を以て、「108 年 9 月 25 日付の訂正事項について、訂正を許可する」、「請求項 1 乃至 4、6 については請求が成立し、無効とすべきである」、「請求項 5 については請求が成立しない」との処分 (以下「原処分」) を下した。

上訴人は原処分の請求成立の部分を不服として、行政訴願を提起したが棄却されたため、上訴人は不服として行政訴訟を提起し、原処分の原処分の請求成立の部分及び訴願決定をいずれも取り消すよう請求した。原審は職権により参加人に本件訴訟に独立して参加するよう命じるとともに、109 年度行専訴字第 51 号行政判決 (以下、「原判決」) により請求を棄却した。上訴人はこれを不服として本件上訴を提起した。

二 判決理由の要約

上訴人の上訴提起における主張及び被上訴人の原審における答弁には、いずれも原判決で記載されたものが引用されている。参加人は原審の口頭弁論には参加しておらず、声明又は陳述のためのいかなる書状も提出していない。原判決では上訴人の訴えが棄却された。その判決理由は主に次の通りである：(一) 証拠 2 は係争特許の請求項 1、3、4、6 の進歩性欠如を証明できる、(二) 証拠 2、4 の組合せは係争特許の請求項 2 の進歩性欠如を証明できる。本裁判所は以下のように認める。

- (一) 係争特許の訂正後請求項 1 (以下「係争特許請求項 1」) は「一つの杭体と複数の強化ユニットを含み、該杭体は中心軸に沿ってそれを囲むような内部空間を有し、該強化ユニットは、それぞれ該中心軸と直交するように該内部空間に設置された一つの第一金属棒と一つの第二金属棒を有し、該第一金属棒と第二金属棒の両端はいずれも湾曲することなく該杭体に固定され、且つ該第一金属棒と該第二金属棒は上下に重なって概ね十字を呈するように設置され、且つ該強化ユニットの該金属棒と第二金属棒の方向は(他の強化ユニットと)同じで、上下対応して重なり、全体として概ね十字を呈することを特徴とする強化杭。」であり、そして証拠 2 は韓国語で特許協力条約 (PCT) に基づき公開された国際出願で、その発明の名称は「合成 PHC パイル、合成 PHC パイルの製造方法及び合成 PHC パイルの施工方法」である。

証拠 2 と係争特許請求項 1 を対比した結果、両者の相違点は、証拠 2 に単一の実施態様において具体的に係争特許請求項 1 の「第一金属棒と第二金属棒の両端はいずれも湾曲することなく該杭体に固定される」及び「第一金属棒と該第二金属棒は上下に重なって概ね十字を呈するように設置される」という技術的特徴が開示されていないことである。ただし、原判決ではすでに、係争特許請求項 1 の「第一金属棒と第二金属棒の両端は『いずれも湾曲することなく』該杭体に固定される」という技術的特徴は、証拠 2 のせん断コネクタ技術の簡単な変更であり、かつ前述の説明に基づいて係争特許請求項 1 は『いずれも湾曲することない』という技術的特徴により証拠 2 に比べて明らかに有利な効果があるものではないことを明確に論じている。

さらに、証拠 2 の実施態様も、係争特許請求項 1 の「第一金属棒と第二金属棒の両端は『いずれも湾曲することなく』該杭体に固定される」という技術的特徴が証拠 2 のせん断コネクタの簡単な変更であることを加えて証明している。即ち、証拠 2 はすでに十分な示唆と教示を与えており、その発明の属する技術分野における通常の知識を有する者(以下「当業者」)が証拠 2 に開示される各種実施態様を簡単に変更する又は組み合わせる十分な動機付けを持たせるもので、係争特許請求項 1 の「該第一金属棒と第二金属棒の両端はいずれも湾曲することなく該杭体に固定され、且つ該第一金属棒と該第二金属棒は上下に重なって概ね十字を呈するように設置される」という技術的特徴に容易に到達することができる。

以上に基づき、係争特許請求項 1 の技術内容は、証拠 2 の各実施例の簡単な変更又は異なる実施例の簡単な組合せにすぎず、当業者が証拠 2 に開示された技術に基づいて、証拠 2 の開示内容により容易になし得るものであり、且つ証拠 2 と比べて有利な効果がない。よって証拠 2 は係争特許 1 の進歩性欠如を証明できる。

- (二) 上訴人は原審において、自ら〇〇市土木技師公會(土木技師同業組合)に鑑定を委託し、原告証拠 6 の鑑定報告を提出して、鑑定結果により、証拠 2 はすでにはんだ付けで成形された強化杭の鉄筋籠に取り付けることはできないこと、証拠 2 の 2 種類のせん断コネクタはフープ筋又は帯筋に相当し、その末端の湾曲鉤又は湾曲角はフープ筋又は帯筋が法に定められる力学的機能を発揮するよう確保するための必要な部品であり、取り除くことはできないことを主張しており、上訴人は原告証拠 6 の鑑定は合法に作成されたものであり、原判決は職権により証拠の調査を行わず、理由不備、理由矛盾、証拠に基づかない事実認定等の違法がある云々と主張した。ただし、以下の通りである。

1. 事実認定は事実審裁判所の職権に基づき、もしその事実の認定が証拠資料に関する倫理法則に適合すれば、たとえその証拠の取舍が当事者の望むものと異なり、その事実認定も当事者の主張と異なったとしても、判決に法令違背があったとは言えない。前述鑑定報告の冒頭で、「わが国の法規に適合するという前提の下」で行うと限定したことが明らかに説明されており、この種の鑑定方法は先ずわが国の法規における関連の制限条件を係争特許請求項に適用し、次にこの減縮された範囲の請求項と証拠 2 を対比するというもので、これには対比の基礎が歪曲されてしまったという誤りがあることが、原判決ではすでに説明されている。
2. また専利法全体をみても、特許出願に係る発明は各種技術に関連する法規を満たさなければならないとは要求されておらず、上訴人が「わが国の法規に適合するという前提の下」を主張することは理に合わない。さらに係争特許請求項 1 は関連の構造の大小、縦横、太さ等又は数値の限定がなく、鑑定報告は上訴人が提供する資料の関連の数値又は大小、縦横、太さ等の内容を以て鑑定したもので、鑑定はすでに焦点を失ってしまった嫌疑があるため、原告証拠 6 の鑑定報告資料は採用するに足りない。
3. 発明が、その発明の属する技術分野における通常の知識を有する者(当業者)が出願前の先行技術に基づいて容易になし得るものであるときは、本法により特許を受けることができないと、特許査定時の専利法第 22 条第 2 項定に規定されている。当業者が参酌できる知識は、わが国の法規に限らず、国際基準も含まれる。もしわが国の法規のみを参酌できると限定されるならば、通常の知識の範囲が限定されてしまうことに疑いの余地はない。

4. 証拠 2 は韓国語で記載され、特許協力条約 (PCT:Patent Cooperation Treaty) に基づき国際出願されたもので、わが国のコンクリート構造設計基準の規制を受けない。さらには、当業者は国際基準も参酌することができ、当業者が証拠 2 から構造強度不足の問題を解決するとき、わが国のコンクリート構造設計基準からしか解決の技術的手段を探しだせないというものではなく、その他の面を総合的に考慮して、国際基準等を参酌して課題解決の技術的手段である解決策を提出することもできる。もし当業者がわが国のコンクリート構造設計基準だけで課題を解決できると限定したならば、当業者の考えや技術的手段の態様を狭めてしまうことは免れない。
5. よって、わが国のコンクリート構造設計基準が当業者にとっての通常の知識であり、原告証拠 6 である鑑定報告は専門知識を有する土木技師が合法的に作成したものであり、原判決は係争特許の進歩性を判断するための鑑定報告書の結論を斟酌せず、違法である云々と上訴人が主張しているが、採用できない。

(三) いわゆる「その発明の属する技術分野における通常の知識を有する者」(person who has the ordinary skill in the art, PHOSITA) とは仮想の人であり、具体的に存在するものではなく、その技術力がいかなるものか、主観的創作力はいかなるものかについて、外部の証拠資料によりその能力を具体化する必要があり、専利訴訟の実務においては、係争専利が属する技術分類、及びその分類の技術が係争専利の出願時において有する技術水準は、いずれもその仮想の人の能力を具体化するのに十分な参考資料であり、この仮想の人の技術力が双方の攻撃防御過程において徐々に浮き上がる時、係争専利の創作がすでに存在する技術と明らかに異なるのか否か、既存又は既知の技術と比べて明らかな効果が奏されるのか否かは、経験法則と論理法則を通じて、自然法則に反しないという前提の下に客観的に調べる必要があり、争議の当事者が主観的な意見を以て恣意的に左右できるものではない。裁判所は専利の進歩性を論証する過程において、ある程度当業者の技術力を具体化し、もしその論証内容が経験法則、論理法則又は自然法則に反しないならば、裁判所が当業者の知識水準について説明していないとはいいがたい(当裁判所 106 年度裁字第 597 号決定を参照)。

原審は訴訟過程において、すでに当事者が提出した証拠 2、4 に開示される技術内容を通じて、「当業者」の技術水準を形成し、さらにそれを根拠として係争特許請求項 1 乃至 4、6 の進歩性技術を認定しており、その認定は経験法則又は論理法則に反しておらず、すでに前述した通り、原審はすでに訴訟過程において「当業者」及びその技術水準を特定しており、判決に理由不備の状況があったとはなお認めがたい。

(四) 以上をまとめると、原判決には上訴人が主張するような法令違背の状況はなく、上訴の趣旨で原判決には法令違背があり、破棄すべきである

という主張には理由がなく、棄却すべきである。

以上の次第で、本件原告の訴えには理由がなく、知的財産事件審理法第 1 条、行政訴訟法第 255 条第 1 項、第 98 条第 1 項前段により、主文の通り判決する。

2023 年 4 月 20 日
最高行政裁判所第二法廷
裁判長 帥嘉寶
裁判官 林玫君
裁判官 李玉卿
裁判官 鍾啓煒
裁判官 洪慕芳

TIPLO
Attorneys-at-Law

TIPLO 台湾國際專利法律事務所
Attorneys-at-Law Taiwan International Patent & Law Office

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所

© 2024 TIPLO, All Rights Reserved.